

Q 1. 申込条件として、「売払物件に、合法的に進入することができ、売払物件を合法的に利活用することのできる者」と記載がありますが、売払物件に、合法的に進入できると及び売払物件を合法的に利活用できることはいつ時点でどのように確認するのですか。

A 1. 申込条件を満たしているかどうかについては、まず、一般競争入札申込時において、申込書に、売払物件の「使用目的」と、「売払物件に進入する方法」について記載いただくこととしており、申込書の記載内容を確認することで、使用目的が合法的なものか、売払物件に進入する方法が合法的なものかを確認します。

また、申込書に記載した使用目的に使用するために資格等が必要な場合は、資格証等の写しを提出いただくこととしており、これを確認することで合法的に売払物件を使用することのできる資格を有する者であることを確認することとしています。

次に、入札により落札者が決定した後、契約締結までの間に、申込書に記載の「売払物件に進入する方法」が現実性のあるものかどうかを確認するために必要な書類（例えば、隣接地に通行地役権を設定する場合は隣接者との通行地役権設定契約等の写し等 ※申込書に記載の「売払物件に進入する方法」によって提出いただく書類が異なるため、落札後に町から提出いただきたい書類を提示します。）を提出していただくことによって売払物件に、合法的に進入できる者であることを確認したうえで契約を締結する予定としています。

なお、落札決定から契約締結までは7日間しか期間がございませんので、申込書に記載の「売払物件に進入する方法」を確認するために必要な書類については、入札申込期間に申込手続きと並行してご準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、契約締結後については、契約書において、申込書に記載の使用目的の用途に10年間使用いただくことを記載しており、落札者が申込書に記載の使用目的の用途に使用しない場合、町の承諾なく用途を変更した場合、又は契約書により制限している用途に使用した場合は売払物件を無条件で町が買い戻すことができること、また、契約書に定められた義務を履行しない場合は催告の上、契約を解除することができることを記載しており、これらの規定により、売払物件に、合法的に進入できると及び売払物件を合法的に利活用できることを担保することとしています。